

望ましい規模の区立中学校の実現を目指して

—全体方針 及び 統合の具体策—

(改定案)

令和3年9月

目黒区教育委員会

目 次

区立中学校の統合方針の改定に当たって	…… 1
1 区立中学校統合の取組の経緯	…… 1
2 区立中学校の現状	…… 1
3 区立中学校の適正規模化の必要性	…… 3
4 統合に当たっての基本的な考え方	…… 3
5 統合に当たっての留意事項	…… 4
第1 望ましい規模の区立中学校の実現に向けた全体方針	…… 5
1 望ましい学校規模について	…… 5
(1) 望ましい学校規模の考え方	…… 5
(2) 望ましい学校規模と想定学校数	…… 5
2 望ましい学校規模の実現方法について	…… 6
3 統合の実施について	…… 7
4 統合によって新設する中学校について	…… 7
(1) 新設中学校の学校づくりの進め方	…… 7
(2) 新設中学校の学校像	…… 7
(3) 新設中学校の位置	…… 7
(4) 新設中学校の通学区域	…… 7
(5) 新設中学校の校地	…… 7
(6) 新設中学校の施設整備	…… 8
(7) 新設中学校の校名	…… 8

第2 南部・西部地区の統合の具体策	……9
1 具体的な統合策	……9
2 新設中学校の目指すもの	……9
3 新設中学校の施設整備	…10
4 統合後の跡地等の活用	…10
5 統合移行期間中の留意事項	…10
6 新設中学校の開校時期等	…11
7 学校選択の特例措置	…11
(表) 今後のスケジュール	…12
別紙 南部・西部地区の区立中学校の具体的な統合策に関する考え方	…14

○ 生徒数・学級数の推計方法について

本資料において特に表示がない場合の生徒数・学級数の推計については、「目黒区人口・世帯数の予測（住民基本台帳ベース）」（令和3（2021）年3月）における基本推計を基に算出しています。

生徒数については、当該推計から各年度の中学生年代（12～14歳）の人口を抽出し、令和3（2021）年5月1日現在の在籍率（区の中学生年代人口のうち、区立中学校に通う生徒数の割合（人口、生徒数ともに外国籍を含む））を乗じて算出しています。また、各学校の生徒数は、学区域内の中学生年代人口及び各学校の在籍率により算出しています。

学級数は、上記で算出した生徒数を基に中学校1年生は35人1学級編成（中1ギャップ加配）、中学校2・3年生は40人1学級編成で算出しています。

区立中学校の統合方針の改定に当たって

1 区立中学校統合の取組の経緯

教育委員会では、区立中学校適正規模等検討委員会からの中学校の適正規模・適正配置を求める答申（平成 13（2001）年 12 月）を踏まえ、平成 15（2003）年 2 月に策定した中期間の学校教育に関する計画である「めぐろ学校教育プラン」の中で、区立中学校の学校規模については 11 学級以上を望ましいものとし、その実現を図っていく旨を明らかにしました。

この考え方を踏まえ、平成 15（2003）年 9 月に区立中学校の統合方針として「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」を策定し、この方針に基づき、当時の第二中学校、第五中学校、第六中学校の 3 校を統合して、平成 18（2006）年 4 月に目黒中央中学校を開校しました。平成 24（2012）年 3 月には、さらなる区立中学校の魅力づくりに向けて、統合方針を改定し、当時の第三中学校、第四中学校の 2 校を統合して、平成 27（2015）年 4 月に大鳥中学校を開校しました。現在、両校では望ましい学校規模を生かした活力ある教育活動を展開しているとともに、目黒中央中学校においては教科センター方式と I C T 機器を活用した授業、大鳥中学校においては E キャンプをはじめとした英語教育の充実等、統合を契機としてスタートした新たな魅力ある教育活動を行っています。

南部・西部地区における区立中学校の統合については、従来の統合方針において、望ましい学校規模を満たしていない第七中学校、第八中学校、第九中学校、第十一中学校を 2 校程度に統合する方向性を示し、それに沿って、平成 25（2013）年度から教育委員会事務局と関係学校長による庁内検討組織を設けて、統合に向けた検討を重ねてきました。

2 区立中学校の現状

区立中学校の生徒数は、昭和 37（1962）年度の 14,356 人をピークとして、第 2 次ベビーブーム世代が中学生となった昭和 60（1985）年度では 7,828 人、令和 3（2021）年度では 2,787 人となっています。近年の状況では、平成 29（2017）年度の 2,600 人を底に、その後は中学生年代（12～14 歳）人口の増を背景に増加傾向に転じています（P 2 の図 1 参照）。

今後の区立中学校の生徒数の推計については、区の中学生年代（12～14 歳）人口の増が続く令和 7（2025）年頃までは増加し、それ以降はゆるやかに減少していくことが見込まれます（P 2 の図 2 参照）。

令和 3（2021）年度の学校規模は、区立中学校 9 校中 5 校が 11 学級未満の学校規模となっており、従来の統合方針改定時の平成 23（2011）年度と状況は大きくは変わっていません。この状況は、今後の生徒数の増加のピークと予測される令和 7（2025）年度においても大きく変わらない見込みです（P 2 の表 1・P 3 の表 2 参

照)。

また、在籍率は、平成 21 (2009) 年度以降、55%台で推移していましたが、平成 27 (2015) 年度以降は低下が続いています (P 3 の図 3 参照)。

図 1 区立中学校の生徒数の推移 (各年 5 月 1 日現在)

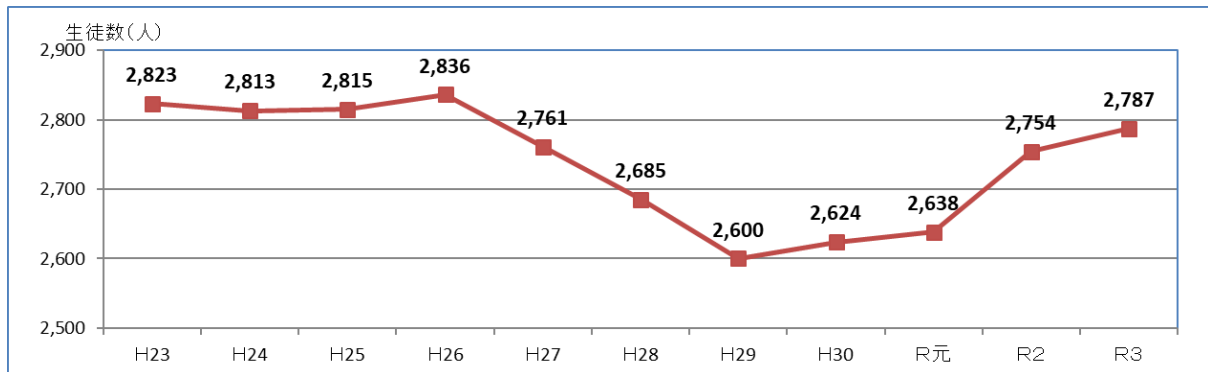


図 2 区立中学校の生徒数の今後の推計

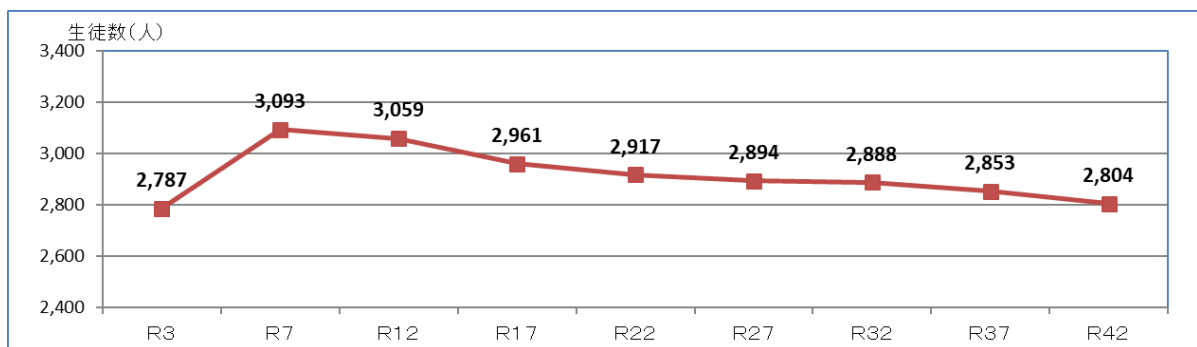


表 1 区立中学校の生徒数・学級数 (令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在)

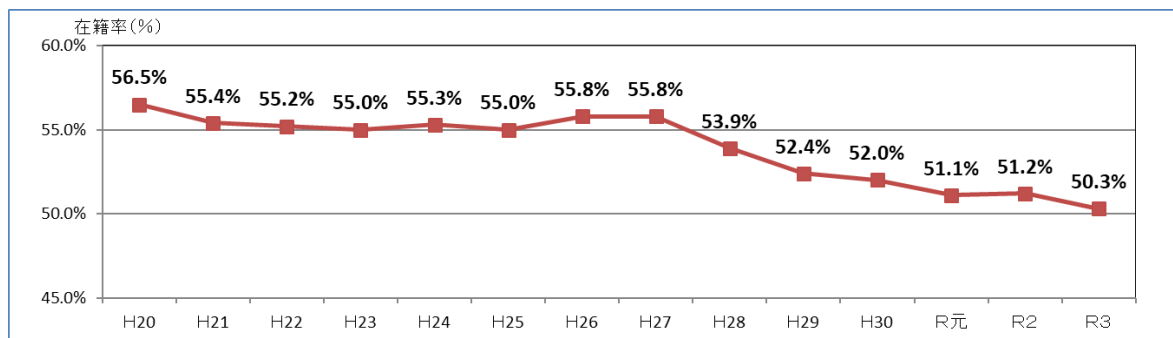
学校名	生徒数 (通常学級)				通常学級数			
	1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計
第一中	34	48	46	128	1	2	2	5
第七中	57	81	49	187	2	3	2	7
第八中	73	87	94	254	3	3	3	9
第九中	52	52	62	166	2	2	2	6
第十中	130	135	127	392	4	4	4	12
第十一中	62	67	69	198	2	2	2	6
東山中	119	130	143	392	4	4	4	12
目黒中央中	187	189	164	540	5	5	5	15
大島中	165	175	142	482	5	5	4	14
合計	879	964	896	2,739	28	30	28	86

表2 望ましい学区規模を満たしていない区立中学校の生徒数及び学級数の状況

学校名	平成23(2011)年度		令和3(2021)年度		令和7(2025)年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第一中	143	6	128	5	139	5
第七中	193	6	187	7	222	7
第八中	250	8	254	9	282	9
第九中	237	7	167	6	192	6
第十一中	197	6	196	6	195	6

※ 平成23(2011)年度及び令和3(2021)年度は各年5月1日の状況。令和7(2025)年度は推計値。

図3 区立中学校の在籍率の推移



3 区立中学校の適正規模化の必要性

区立中学校の小規模化は、活力ある学習活動や部活動の展開に制約を生み、学習集団が固定化したり、集団活動を通じた人間関係の広がりが十分とはいえなくなるなど、教育活動において、さまざまな課題が生じる可能性があります。

大人への過渡期にある中学生にあっては、単に教科等の知識や技能の習得だけではなく、他の生徒や教員との豊かで多様な人間関係の中で、自分の考えを見直したり深めたりしながら、他人を思いやる心や自己の考えを実現できる能力をはぐくみ、「生きる力」を身につけていくことが極めて大切であり、充実した教育環境の整備に向けて、区立中学校の適正規模化が必要となります。

4 統合に当たっての基本的な考え方

教育委員会では、さらなる区立中学校の魅力づくりに向けて、「めぐろ学校教育プラン」において、区立中学校の適正規模・適正配置の推進を掲げ、区立中学校の統合を進めることとしています。

統合の実施に当たっては、従来の統合方針改定時と学校規模の状況が大きく変わっていないこと、これまでの統合の取組結果において生徒・保護者・地域の方々か

ら概ね肯定的な評価を得ていることから、従来の統合方針の基本的な考え方（全体方針）を原則として継承しながら、令和3（2021）年3月に策定した学校施設更新計画の施設整備の基本的な考え方を踏まえて進めていきます。

統合の具体的な取組として、従来の統合方針に沿いこれまで検討を重ねてきた南部・西部地区の区立中学校の統合を実施します。

○ 従来の統合方針に変更・追加する主な内容

（1）全体方針

・学校施設更新計画との整合を踏まえた新設中学校の施設整備

統合によって新設する中学校の施設整備については、魅力ある施設環境の整備の視点とともに老朽化への対応という視点も重要であることから、学校施設更新計画の施設整備の基本的な考え方を踏まえたものとしします。

（2）統合の具体策

・南部・西部地区の統合の具体策

従来の統合方針において統合する方向性を示していた南部・西部地区の区立中学校の統合の具体策を策定しました。

5 統合に当たっての留意事項

目黒中央中学校及び大鳥中学校の統合の取組では、開校後に統合の評価を行い、それぞれ報告書を取りまとめました。これらの中では、多くの統合による成果が報告されるとともに、今後の統合に当たっての課題として、統合する中学校間や通学区域内の小学校との交流活動の推進、保護者や地域住民への十分な情報提供、学習指導が充実するよう教育ニーズに即した教育環境の整備などが示されました。

また、学校教育における新たな動きとして、令和3（2021）年度からの中学校における新学習指導要領の全面実施、GIGAスクール構想による1人1台端末の導入、学校における働き方改革の推進、新型コロナウイルス感染症を契機とした「新しい生活様式」を踏まえた環境整備などがあります。

教育委員会では、これらの点に留意して、さらなる区立中学校の魅力づくりとより良い教育環境の整備に向けて、新たな統合を進めていきます。

【参考】大鳥中学校の統合による成果・課題の検証結果報告書（生徒、保護者、教職員、地域関係者等へのアンケート結果から）

・「学校統合により大鳥中学校が開校して全体的にどう思いますか」の回答結果
肯定的評価 76.8%、中間的評価 13.3%、否定的評価 2.3%、無回答 7.6%

第1 望ましい規模の区立中学校の実現に向けた全体方針

この全体方針は、望ましい規模の区立中学校の実現を図っていくに当たっての、新たな区立中学校の統合に向けた基本的な考え方を示すものです。

1 望ましい学校規模について

(1) 望ましい学校規模の考え方

区立中学校については、学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える規模が望ましいと考えます。

1校について11学級という規模は、1学年につき3学級ないし4学級になり、生徒数は学校全体で最低でも300人を超えるものになります。なお、これは小学校の標準的な学年ごとの学級数（2～3学級※）よりも同規模以上の学年規模となります。

また、現行制度上、11学級の学校には20人の正規教職員が配置されることになり、16人（校長・副校長・養護教諭・事務職員を除く）の正規教員を5教科（国語・社会・数学・理科・英語）で各2人、音楽・美術・技術・家庭・体育（男）・体育（女）で各1人配置できることとなります。このことは、多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価などを可能にするほか、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果ももたらします。

したがって、11学級以上という学校規模は、活力ある学習活動を展開し、集団の中で豊かな人間関係をはぐくみ、充実した学習・指導体制を整えるために求められる生徒数と教員数を確保できる望ましい学校規模であると考えます。また、望ましい学校規模の実現を図るに当たっては、18学級を学校規模の上限として、それを超える大規模校が生まれることは避けるよう留意します。

※ 小学校の学校規模の標準（学校教育法施行規則第41条）は12～18学級であり、1学級では2～3学級となります。

(2) 望ましい学校規模と想定学校数

望ましい学校規模の考え方に基づき、区立中学校の学校数を7校としていきます。

望ましい学校規模の考え方に照らして、現在の区立中学校9校の学校規模を見ると、第十中学校、東山中学校、目黒中央中学校、大鳥中学校の4校が学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える学校規模となっています。

その他の5校は、いずれも望ましい学校規模としての学級数、生徒数を満たしていない状況となっています。

区立中学校の統合に当たっては、生徒の通学距離に配慮する必要があり、また、

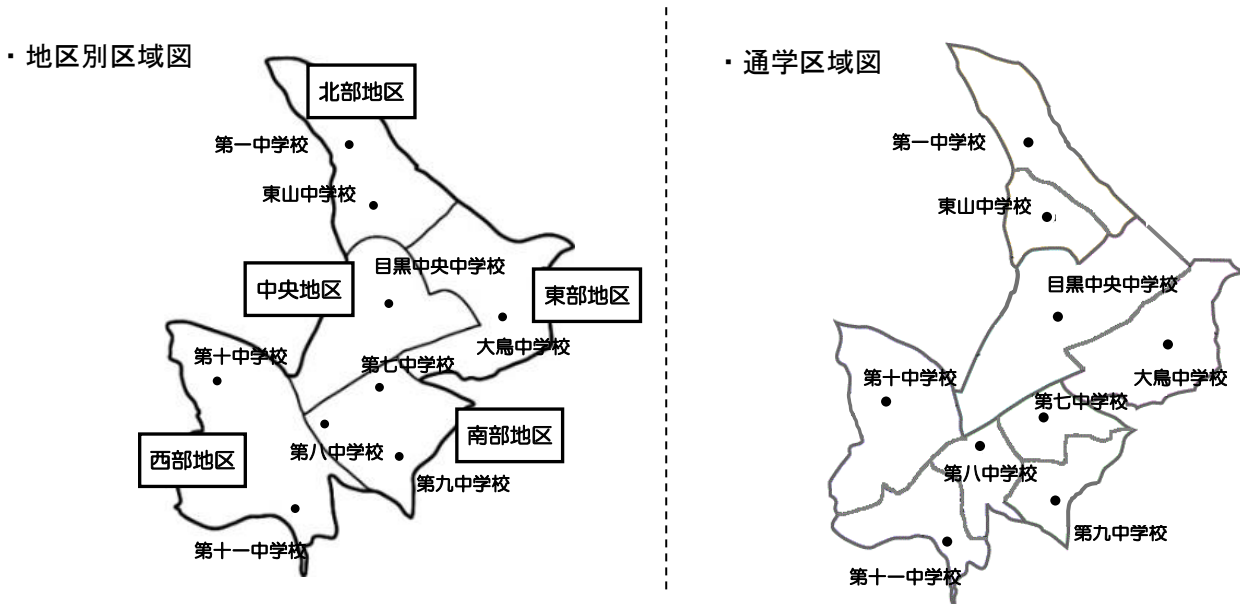
中学校は地域性を踏まえた学校運営を推進していくという役割を持つことから、北部・東部・中央・南部・西部の各地区に少なくとも1校配置することが基本と考えています。

学校規模の大きさや地区の状況などを考慮すると、南部・西部地区の区立中学校のうち、第七中学校、第八中学校、第九中学校、第十一中学校の4校については、将来的にも各学校単独で望ましい学校規模を満たさないことから、2校に統合することが望ましいと考えます。

したがって、想定される学校数は、第一中学校（北部地区）・東山中学校（北部地区）・大鳥中学校（東部地区）・目黒中央中学校（中央地区）・第十中学校（西部地区）の5校を加えると7校になります。

なお、第一中学校については、望ましい学校規模を満たしていませんが、隣接している中学校である東山中学校、目黒中央中学校が望ましい学校規模を維持していることから、当面は統合の対象とはしません。

【図】区立中学校配置図



2 望ましい学校規模の実現方法について

区立中学校の望ましい学校規模の実現は、隣接する学校を対象として、統合することによって進めていきます。

統合は、生徒の通学負担や学校と地域の関係性を考慮して、隣接する学校を対象として実施することとします。また、対象校を廃止して1校を新設する方式で進めます。

3 統合の実施について

これまで検討を進めてきた南部・西部地区の区立中学校の統合を実施します。

南部・西部地区の区立中学校のうち第七中学校、第八中学校、第九中学校、第十一中学校について、望ましい学校規模の実現を図るため統合を進めていきます。

4 統合によって新設する中学校について

(1) 新設中学校の学校づくりの進め方

新設中学校の学校づくりを進めるに当たっては、対象校の学校関係者・保護者・地域の方々等による協議組織を設置して、開校に向けて必要な基本的事項(学校の位置、通学区域、目指す学校像、施設計画、校名の選定方法等)について協議をしていきます。なお、協議組織は、各新設中学校を単位に設置します。

(2) 新設中学校の学校像

新設中学校は、望ましい学校規模を生かした「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を目指します。

その基本となるのは、次のような学校像です。

- 生徒たちが、楽しく学び、活動し、一人ひとりの生徒に応じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体など生きる力をはぐくむことができる魅力ある学校
- 生徒たちと教職員がともに生き生きと学び活動できる活力あふれる学校
- 学校を地域に一層開き、家庭や地域との連携・協力を重視した取組を展開し、生徒・保護者・地域から信頼される学校

(3) 新設中学校の位置

新設中学校の位置は、統合する学校間の規模の大小ではなく、統合後の通学区域における合理的位置や校地・校舎等の条件を勘案して決定します。

(4) 新設中学校の通学区域

新設中学校の通学区域は、原則として統合する各校の通学区域を合わせたものとしませんが、学校・保護者・地域の方々の意向を十分に考慮し、必要に応じて通学区域の一部変更、調整区域の設定等を行うものとしします。

通学区域の設定に当たっては、通学区域の広がり配慮し、生徒の安全対策(交通・防犯・防災等)に留意して設定を行っていきます。

(5) 新設中学校の校地

新設中学校の校地は、原則として既存の中学校の校地を活用していくこととします。

新設中学校の運動場面積が、中学校設置基準（平成 19 年 12 月 25 日文部科学省令第 40 号）の規定に満たない状況が生じないように努め、必要に応じて検討していくものとします。

（6）新設中学校の施設整備

新設中学校の施設は、時代に即した多様な学習形態に対応できる学習環境づくりを基本に、魅力ある施設環境の整備を図っていきます。また、施設整備に当たっては、老朽化への対応という視点から、学校施設更新計画（令和 3（2021）年 3 月策定）の基本的な考え方を踏まえたものとします。

（7）新設中学校の校名

新設中学校の校名は、新たに定めることとします。

第2 南部・西部地区の統合の具体策

この具体策は、全体方針に基づいて行う南部・西部地区の統合の内容を示すものです。

1 具体的な統合策

「第七中学校と第九中学校」、「第八中学校と第十一中学校」の統合を実施することとします。（別紙「南部・西部地区の区立中学校の具体的な統合策に関する考え方」参照）

統合の対象校を2校ずつ統合することで、望ましい学校規模となる新設中学校2校が実現します。

統合する学校の組み合わせは、隣接する学校を統合する考え方に基づき、「第七中学校と第九中学校」及び「第八中学校と第十一中学校」とします。

また、第八中学校に設置の特別支援学級（E組：知的障害学級）は、「第八中学校と第十一中学校」の統合による新設中学校に引き続き設置します。

2 新設中学校の目指すもの

新設中学校の学校づくりは、「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を目指すことを基本に、第七中学校・第九中学校、第八中学校・第十一中学校の伝統や校風、地域特性などを踏まえながら、学校関係者、保護者、地域の方々等による協議を通じて進めていきます。

その際、次のような視点から、望ましい学校規模を生かした新しい学校の姿を築くようにします。

- 豊かな人生を切り拓くために必要な資質・能力の育成
 - ・ 全ての子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現
 - ・ 新たなICT環境や先端技術等による教育環境の整備
 - ・ 豊かな心と健やかな体を育む教育活動の充実
- よりよい社会を創るという目標を共有した社会に開かれた教育課程の編成
 - ・ 地域の特色を生かした魅力ある教育課程の編成
 - ・ 教職員と多様な人材が協働する「チーム学校」の実現
 - ・ カリキュラム・マネジメントの効果的な推進
- 生徒一人ひとりの教育的ニーズに応える支援の充実
 - ・ 特別支援学級等における指導体制及び教育環境の充実

新設中学校の「学校像」については、早期の策定に努め、学校選択や進路の決定に生かされるよう関係の小学校保護者、中学校保護者に周知していきます。

3 新設中学校の施設整備

新設中学校の施設は、改築（建て替え）により整備します。また、整備に当たっては、「区有施設見直し計画」（平成 29（2017）年 6 月策定）を踏まえ、施設の多機能化や複合化を検討していきます。

第七中学校・第九中学校、第八中学校・第十一中学校の施設（校舎等）は、いずれも築後 50 年以上経過しており、老朽化への対応という視点が重要になることから、新設中学校の施設は、学校施設更新計画の基本的な考え方を踏まえ、改築（建て替え）により整備します。

改築に当たっては、今後策定する新設中学校の学校像を踏まえながら、一人一台端末環境のもとでの個別最適な学びと協働的な学びや「新しい生活様式」を踏まえた健やかな学習・生活環境等の「新しい時代の学び」に対応し、生徒が学んでみたいと思う魅力がある施設環境の整備を図っていきます。

また、教育環境の充実を第一に考えることを基本としながら、地域と学校との連携強化に向けて、施設を地域に開放して異なる機能を持たせる多機能化や他の公共施設との複合化を検討していきます。

4 統合後の跡地等の活用

統合後の跡地や跡施設については、周辺の小中学校の学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討します。

今後、学校施設更新計画に基づき、老朽化する小中学校の施設を計画的に更新していく予定です。更新期間中の教育環境の確保、工期の短縮やコストの削減を図るため、統合後の跡地や跡施設については、周辺の小中学校の仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討していきます。

5 統合移行期間中の留意事項

第七中学校・第九中学校、第八中学校・第十一中学校の生徒の皆さんが、安心して実りある学校生活を送れるよう、配慮をしていきます。

統合を円滑に実施するという観点から、生徒たちが親近感と一体感を持って学校生活を送ることができるよう統合該当校間の合同による学校行事や部活動などの交流を進めます。具体的な交流内容としては、合同の集会を設けての学校紹介、遠足や宿泊行事の合同実施、それぞれの学校行事の相互参加、校区内小学校の合同遠足などの交流が考えられます。

また、生徒の皆さんに移行期間を不安なく過ごしてもらうためのスクールカウンセラーの十分な配置など、さまざまな対応をしていきたいと考えています。

移行期間中については、生徒数・学級数の減少が生じて、学習・生活環境の維持向上に引き続き努めていきます。学級数の減少があった場合でも十分な教員配置

がなされるよう、関係機関への働きかけや区費による補助教員の配置などの区独自の対応を図っていきます。

6 新設中学校の開校時期等

「第七中学校と第九中学校」、「第八中学校と第十一中学校」の統合による新設中学校は、令和7（2025）年4月開校、令和9（2027）年度中の新校舎への移転を目標に進めます。

本方針改定時に在学中である生徒及び本方針改定前に学校選択をした令和4（2022）年度入学生が卒業するまでの期間は統合しないことや、新たな学校をつくるための準備期間を考慮して、統合による新設中学校の開校は令和7（2025）年4月とします。

新設中学校の校舎（位置）は、開校時点では新校舎を整備しない方の学校の既存校舎を利用し、改築工事が完了する令和9（2027）年度中に新校舎へ移転します。

7 学校選択の特例措置

在学中に統合となる入学予定者については、統合後の新たな通学区域を考慮した隣接中学校希望入学制度の特例を設けることとします。

第七中学校・第九中学校、第八中学校・第十一中学校が指定校となる方で、在学中に統合となる入学予定者（令和5（2023）・令和6（2024）年度入学）については、予め統合後の新たな通学区域に応じた隣接中学校へ入学できる隣接中学校希望入学制度の特例を設けることとします。

○特例措置の内容

指定学校名	希望できる隣接中学校	
	現在	特例措置（下線が追加）
第七中	第八中、第九中、目黒中央中、大鳥中	（変更なし）第八中、第九中、目黒中央中、大鳥中
第八中	第七中、第九中、第十中、第十一中、目黒中央中	（変更なし）第七中、第九中、第十中、第十一中、目黒中央中
第九中	第七中、第八中	第七中、第八中、 <u>目黒中央中</u> 、 <u>大鳥中</u>
第十一中	第八中、第十中	<u>第七中</u> 、第八中、 <u>第九中</u> 、第十中、 <u>目黒中央中</u>

【今後のスケジュール】

令和4（2022）年度	
<p>協議組織等の設置 と課題の協議・検討</p>	<p>令和4（2022）年度の早い時期に、新設中学校の開校に向けた協議組織を設けるとともに、新設中学校の教育活動等及び施設計画等に係る準備組織を置き、新設中学校の開校に向けて、必要な事項の協議・検討を開始します。（各新設中学校を単位に設置）。</p> <p>◇ 協議組織（学校関係者、保護者、地域の方々等で構成） 新設中学校の基本的な事項（学校の位置、通学区域、目指す学校像、校名の選定方法、施設計画等）について協議します。新設中学校の位置、通学区域、目指す学校像については、他の項目に先立って協議します（隣接中学校入学希望申請時期を考慮）。以降、校名の選定方法等について順次協議をしていきます。併せて、校章・校旗、校歌、標準服の検討に向けた課題整理等を行っていきます。</p> <p>◇ 教育活動等検討準備組織（教員等で構成） 新設中学校の実務的な事項（教育目標、既存校舎の整備内容等）について、検討します。新設中学校の教育課程や学校組織についての課題整理等を行うとともに、移行期間中の学校行事、部活動等の交流内容等について検討していきます。</p> <p>◇ 施設計画等検討準備組織（施設担当、教員等で構成） 新設中学校の施設整備、多機能化・複合化等の実務的な検討と課題整理を行います。</p> <p>整備方針の策定 協議組織等による協議・検討結果に基づいて、整備方針（案）をまとめ、公表し、関係小・中学校の保護者をはじめとする区民の皆さんからご意見をいただいたうえで、整備方針を策定します。</p>
令和5（2023）年度	
<p>整備方針に基づく 基本的な取組み</p>	<p>協議組織・学校・教育委員会が連携して、整備方針に基づいて基本的な取組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設中学校の校名を選定します。 ・ 統合する各中学校の生徒間の交流活動を開始します。 ・ 統合する各中学校の教員間で、教育課程編成や学習評価基準等について検討します。 ・ 校章・校旗、校歌、標準服等について検討します。 ・ 新校舎の整備に向けた基本構想や基本計画等について検討を進めます。

令和6（2024）年度	
整備方針に基づく 開校準備	<p>引き続き、協議組織・学校・教育委員会が連携して、整備方針に基づいて開校準備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、統合する各中学校の生徒間の交流活動を進めます。 新設中学校の教育計画を策定します 校章・校旗、校歌、標準服等を定めます。 令和7（2025）・令和8（2026）年度に新設中学校の校舎として暫定的に使用する既存校舎（新校舎を建設しない学校の校舎）について、生徒数の増や新設中学校の教育計画に対応するための改修工事を行います。 引き続き、新校舎の整備に向けた検討を進めます。
令和7（2025）年度～令和8（2026）年度	
新設中学校の開校	<p>○新設中学校の開校（令和7（2025）年4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新設中学校を既存校舎（暫定校舎）で開校します。 新設中学校の教育計画に基づいて、教育活動等を実施します。 <p>○新校舎の建設開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 新設中学校の新校舎建設工事を開始します。
令和9（2027）年度	
新校舎への移転	<p>○新校舎への移転</p> <ul style="list-style-type: none"> 新校舎の建設工事完了後（令和9（2027）年度中）、新校舎への移転を行います。

【参考】新設中学校の開校時期と校地について（例示）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	<p>◆新設中学校 位置決定（B校の敷地に決定） 【令和4年9月頃まで】</p>	<p>統合の準備</p>		<p>◆新設中学校 開校（A校敷地の既存校舎） 【令和7年4月】</p>	<p>新校舎等建設工事</p>	<p>◆新校舎（B校敷地） ～移転 【令和9年度中】</p>
A校敷地			<p>◆既存校舎改修</p>	<p>◆新設中学校の校舎（既存校舎）</p>		<p>◆移転</p>
B校敷地				<p>新校舎等建設工事</p>		<p>◆新設中学校の校舎 （新校舎）</p>

南部・西部地区の区立中学校の具体的な統合策に関する考え方

1 統合の対象となっている区立中学校の生徒数と学級数の推計

統合の対象となっている区立中学校4校（第七中学校、第八中学校、第九中学校、第十一中学校）の学校規模については、令和3（2021）年5月1日現在、いずれも望ましい学校規模となっておらず、将来的にも各学校単独では望ましい学校規模には届かない状況であると予想されます。（表1参照）

また、東京都教育人口等推計（令和2（2020）年度）に照らしても、令和4（2022）年度以降、各校ともに生徒数は増加する見込みですが、令和7（2025）年度時点で望ましい学校規模を満たす状況にありません。（表2参照）

表1 統合対象校の通常学級の生徒数と学級数の推計

学校名	令和3（2021）年度		令和7（2025）年度		令和12（2030）年度		令和42（2060）年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第七中	187	7	221	7	225	7	221	7
第八中	254	9	282	9	274	9	260	9
第九中	167	6	192	6	195	6	191	6
第十一中	196	6	194	6	177	6	165	6

表2 東京都教育人口等推計による統合対象校の生徒数と学級数の推計

学校名	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度		令和5（2023）年度		令和6（2024）年度		令和7（2025）年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第七中	187	7	235	8	231	7	240	7	265	9
第八中	254	9	267	9	266	9	280	9	285	9
第九中	166	6	185	6	202	6	204	6	203	6
第十一中	198	6	201	6	208	7	219	7	209	6

（令和3（2021）年度は実数。令和4（2022）年度以降は、令和2（2020）年度東京都教育人口等推計による。）

※ 東京都教育人口等推計・・・東京都教育委員会が教育行政上の諸施策を企画立案するために必要な基礎数値を得るために、毎年度公立小中学校の児童・生徒数等の推計を行っている。令和2（2020）年度推計では令和7（2025）年度までの推計を行っている。

2 新設中学校を2校とする理由

区立中学校の統合は、学校の小規模化の課題を解消し、望ましい学校規模となる中学校を実現するために行うものです。そのため、統合に当たっては、統合対象校4校の全てが統合により望ましい学校規模を満たすこと、また18学級を超えるような大規模校とならないよう留意する必要があります。

そこで、想定される新設中学校の数の案をそれぞれ検討すると、次の通りとなります。

(1) 4校を1校に統合する場合（新設校1校）

新設中学校の規模が18学級を超え大規模校となります。また、既存の統合対象校の校地では必要な学校施設規模を確保できない、通学区域が大幅に拡大するといった課題があります。

(2) 4校を2校に統合する場合（新設校2校）

新設中学校はそれぞれ望ましい学校規模を満たし、統合の組み合わせによって通学区域は大幅には拡大しないと考えられます。

(3) 4校を3校に統合する場合（新設校3校）

統合対象校4校を合わせた生徒数（通常学級）がピーク時である令和7（2025）年度においても900人に満たないことが予想されるため（表3参照）、新設中学校3校が望ましい学校規模を満たす状況とはなりません。

これらを踏まえ、**4校を2校に統合し、新設中学校を2校とすることが、最も適切である**と考えます。

【表3】統合対象校の生徒数及び学級数の現状及び推計

学校名	令和3(2021)年度		令和7(2025)年度		令和12(2030)年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第七中	187	7	221	7	225	7
第八中	254	9	282	9	274	9
第九中	167	6	192	6	195	6
第十一中	196	6	194	6	177	6
計	804	28	889	28	871	28

3 「第七中学校と第九中学校」及び「第八中学校と第十一中学校」の統合をする理由

望ましい学校規模の実現に当たっては、生徒の通学の負担等を考慮し、「隣接する学校を対象として、統合することによって進めていく」こととします。

そこで、組み合わせを検討すると、次の通りとなります。

(1) 「第七中学校と第八中学校」及び「第九中学校と第十一中学校」の統合

いずれの組み合わせも、新設中学校は望ましい学校規模を満たすことができます。

また、第七中学校と第八中学校は、隣接している学校同士であり、通学区域も大幅に拡大はしません。

しかし、第九中学校と第十一中学校は、隣接しない学校同士の組み合わせとなり、通学区域が大幅に拡大する課題があり統合には適しません。

(2) 「第七中学校と第十一中学校」及び「第八中学校と第九中学校」の統合

いずれの組み合わせも、新設中学校は望ましい学校規模を満たすことができます。

また、第八中学校と第九中学校は、隣接している学校同士であり、通学区域は大幅には拡大しません。

しかし、第七中学校と第十一中学校は、隣接しない学校同士の組み合わせなり、通学区域が大幅に広がる課題があり統合には適しません。

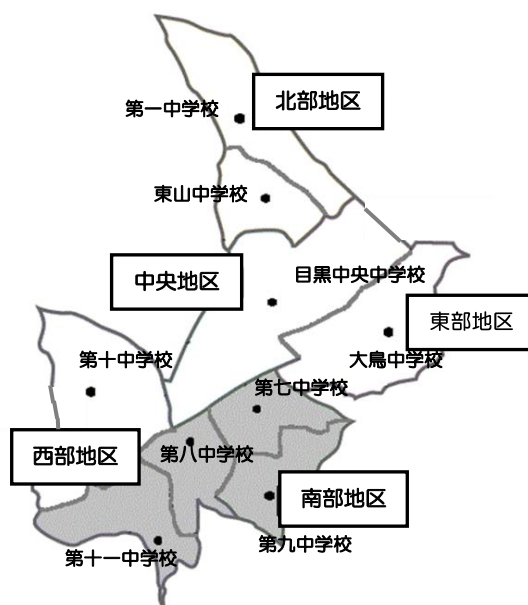
(3) 「第七中学校と第九中学校」及び「第八中学校と第十一中学校」の統合

いずれの組み合わせも、新設中学校は望ましい学校規模を満たすことができます。

また、それぞれ隣接している学校同士の組み合わせとなり、通学区域も大幅には拡大しません。

これらを踏まえ、「第七中学校と第九中学校」及び「第八中学校と第十一中学校」をそれぞれの統合することが、最も適当であると考えます。

【図】区立中学校配置図（通学区域図）



【表4】統合後の学校規模の見込み（令和7（2025）年度の生徒数及び学級数の見込み）

(1) 第七中学校と第九中学校

学校名	1年		2年		3年		合計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第七中	77	3	67	2	77	2	221	7
第九中	68	2	60	2	64	2	192	6
新設中学校	145	5	127	4	141	4	413	13

(2) 第八中学校と第十一中学校

学校名	1年		2年		3年		合計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第八中	96	3	90	2	96	3	282	9
第十一中	69	3	66	2	59	2	194	7
新設中学校	165	5	156	4	155	4	476	13

◆問い合わせ先◆

目黒区教育委員会事務局 学校統合推進課

目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

電 話 (直通) 03-5722-9301

F A X 03-5722-9332

E メール kyoiku05@city.meguro.tokyo.jp